

会費に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本産科麻酔学会（以下当法人という）の定款第7条に基づき、当法人の会費に関する必要な事項を定める。

(会費の金額)

第2条 本会会員は、所定の入会金及び年会費を納入しなければならない。

1. 正会員は、入会金 5,000 円、年会費 10,000 円とする。
2. 名誉会員は、年会費を免除する。
3. 賛助会員は、年会費一口 5 万円以上とする。

(臨時会費)

第3条 臨時経費を必要とするときは、理事会の承認を得て、臨時会費を徴収することができる。

(細則の改廃)

第4条 本細則の改正・廃止は、理事会・社員総会の承認を受けなければならない。

附則

1. この細則は、2019 年 10 月 1 日より施行する。